

令和6年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、  
准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の届出及び統計について

## 1 根拠法令

医師	医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項
歯科医師	歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項
薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条
保健師、助産師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条
歯科衛生士	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項
歯科技工士	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項

## 2 統計の目的

## (1) 医師、歯科医師及び薬剤師

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ること。

## (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士

都内で医療業務に従事している者について、就業場所、年齢等による分布を明らかにし、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ること。

## 3 届出の時点

令和6年12月31日現在

## 4 集計の対象

## (1) 医師、歯科医師及び薬剤師

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票の内容

## (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士

保健師助産師看護師法、歯科衛生士法又は歯科技工士法に基づき免許を得て、都内で業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の各従事者届の内容

## 5 集計事項（別添の各届出票及び各従事者届に掲げる事項）

医師 （桃色）	医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第6条第2項の規定による第2号書式に記載する事項
歯科医師 （水色）	歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第6条第2項の規定による第2号書式に記載する事項
薬剤師 （若草色）	薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）第7条第2項の規定による様式第6に記載する事項
保健師、助産師、看護師、 准看護師（白色）	保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第33条第2項の規定による第3号様式に記載する事項
歯科衛生士 （薄緑色）	歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）第9条第3項の規定による様式第5号に記載する事項
歯科技工士 （あじさい色）	歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第5条第3項の規定による様式第3号に記載する事項



## ② 紙媒体による届出

ア オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士から出された届出票について、保健所で受付・内容確認の上取りまとめ、東京都等に提出する。

## イ 届出経路

東京都 ————— 保健所 ——— 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士  
 ┌ 保健所設置市 ────┐  
 │ 特 別 区 │  
 └──────────────────┘  
 及び歯科技工士

## 7 届出票の提出

## (1) オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する届出義務者（紙媒体による届出をした者を除く。）が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを令和7年1月15日（水）までに送信することにより、東京都知事または厚生労働大臣への届出を完了してください。

## (2) 紙媒体による届出の場合

届出義務者が届出票又は従事者届を令和7年1月15日（水曜日）までに作成し、医師・歯科医師・薬剤師については住所地又は就業地を所管する保健所へ、それ以外の従事者については就業地を所管する保健所へ提出してください。

## 8 その他

届出方法等の詳細は、以下のホームページを御参照ください。

## (1) 医師、歯科医師及び薬剤師

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html)

## (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士

【東京都保健医療局ホームページ】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/todoke/6todoke.html>

## 9 問合せ先

担当事務	担当部課
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の届出に関する事務	東京都保健医療局医療政策部医療人材課 免許担当 電話：03-5320-4434（直通）
薬剤師の届出に関する事務	東京都保健医療局健康安全部薬務課 薬事免許担当 電話：03-5320-4503（直通）
医師、歯科医師及び薬剤師のオンラインによる届出に関する事項	厚生労働省 電話：03-5253-1111（代表）
医師関係	厚生労働省医政局医事課 内線：2567、4126
歯科医師関係	厚生労働省医政局歯科保健課 内線：2618

## 別紙

薬剤師関係	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 内線：4266、2712
医療従事者届出システムの機能・操作方法等に関する事項	厚生労働省の医療従事者届出システム ヘルプデスク 電話：0120-330-742